

境界問題相談センターさが ご案内

境界問題相談センターさが とは

とちかおく
土地の境界の専門家である土地家屋調査士と
法律の専門家の弁護士が協働して、中立、公正
なアドバイスを行い、**境界問題の解決**をお手伝
いします。

お問い合わせ先
電話番号
0952-65-3201

境界問題相談センターさが
毎週火曜・木曜日 午前10時から午後4時まで 祝祭日を除く

申込書にて**受付面談**の予約をお願いします。
(郵送・FAX・メール等)

まずは**受付面談**(無料)であなたのお話をうかがいます。

(第2・第4水曜日 午後) 祝祭日を除く

相談 受付面談実施後、お**申込み**が必要です。

有料 (第1・第3水曜日 午後) 祝祭日を除く

調停 お話し合いの場を提供し、お互いが納得できる
解決を図れるようお手伝いします。

有料

あなたが主役です。



境界問題相談センターさが

〒840-0041

佐賀市城内二丁目11番10-1号

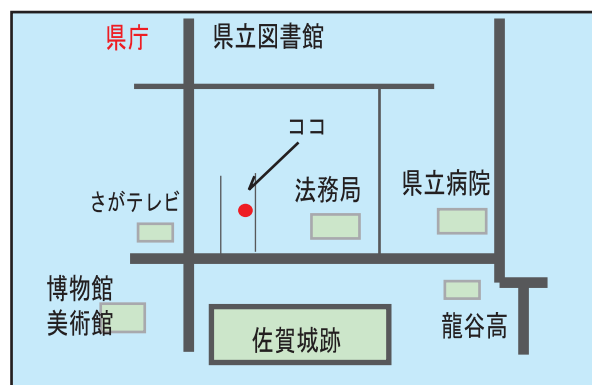
佐賀県土地家屋調査士会館内

電話 (0952) 65-3201

FAX (0952) 24-6349

E-mail sagatyo@po.bunbun.ne.jp

<http://www.sagatyo.net/>



紛争解決までの流れ

土地の境界問題

センターに電話による問い合わせ

申込書 

受付面談

土地家屋調査士

無料

解決

相談

土地家屋調査士
(弁護士)

調停

相手方が調停に応じた場合

土地家屋調査士 弁護士

必要に応じて 調査測量・鑑定実施

調停不成立

取下

調停成立

成立手数料 50,000円

別途消費税

和解契約締結

登記手続
境界標設置

必要に応じて費用がかかります

終了

裁判所
センター以外の相談機関
筆界特定制度 等

(認定)
土地家屋調査士紹介

別途消費税

相談手数料 10,000円

二回目以降弁護士同席
のときは20,000円

別途消費税

申立手数料 30,000円

調停手数料 申立人 相手方
各々 10,000円

必要に応じて費用がかかります